

歓待と差別

— 近世フランス王国における外国人の処遇をめぐる言説 —

見 瀬 悠

はじめに

一七六三年から約二年にわたりフランスとイタリアを旅したスコットランドの作家スモレットは、ドーヴァーから船でフランスに渡り北西部の港町ブローニュ・シュル・メールに降り立った際、税関による荷物の検査を受けた。彼の書物は検閲のために自己負担でアミアンに送られることになったが、彼はそのことへの苛立ちを『フランス・イタリア紀行』(二七六年)のなかで次のように記している。

これは一種の圧制であり、礼節と歓待を誇るフランスで遭遇するとは思われていません。しかし実際には、外国人がそのもつとも重要な関心事に関してこれほどひどく扱われている国は他にありません。外国人がフランスで死ぬと、たとえ相続人がその場にいたとしても、国王がその財産をすべて没収します。この専制は外国人遺産取得権 *droit d'aubaine* と呼ばれています。⁽¹⁾

外国人遺産取得権とは、外国人が帰化せず、フランス生まれの子孫も残さずにフランスで死亡した場合に、国王がその死

歓待と差別 (見瀬)

後財産を取得するという国王大権である。⁽²⁾ 実際には、互恵条約等によりこの法の適用を免除された外国民には相続の自由が認められていたので、スモレットの記述には誇張が含まれる。⁽³⁾ しかしこの記述からは、歓待の国というフランスの自己表象がフランスのイメージとして外国人の間に定着していたことと、十八世紀中葉にはこのイメージと現実の間の矛盾が強く感じられていたことが読み取れる。

歓待の国というイメージの形成は十六・十七世紀にさかのぼる。中世末期以来、フランス王権は芸術家や商人、軍人、工業や海運の専門知識をもつ技術者や実業家など、王国の経済・軍事・文化の発展に貢献しうる外国人を積極的に招き入れてきた。⁽⁴⁾ また、フランス王国ではイベリア半島のモリスコやマラーノ、宗教改革後のブリテン諸島のカトリック信徒や「ジャコバイト」といった政治的・宗教的避難者も受け入れられた。⁽⁵⁾ 王権はしばしば、こうした外国人の集団に外国人遺産取得権の適用免除の特権を与えることで、王国での定着を促したり歓待の姿勢を示したりした。さらに、免除特権をもたない外国人でも、個人的に帰化認可状を取得して帰化することができ、その申請は拒まれなかったという。⁽⁶⁾ このような「寛大な」処遇によって、フランス王国は十六・十七世紀のヨーロッパにおいて外国人への好意的な受入れで知られるとともに、「痛み苦しむ者の避難場所」を自任していた。⁽⁷⁾

その一方で、外国人には中世末期から様々な制限や禁止が課されていた。相続上の制限に加えて、後述するように外国人は銀行業を制限され、官職と聖職禄の保有や同業組合への加入も認められなかった。フランスで訴訟を起こすには事前⁽⁸⁾に訴訟費用の支払いを保証する第三者を立てねばならず、フランス人とは異なり民事上の負債でも身柄拘束を受ける可能性があつた。⁽⁸⁾ さらに、戦時の収入補填のために、王権は外国出身の住民に対して王国での職業実践や財産の安全の保障と引き替えに特別税を課した。⁽⁹⁾ このように、外国人は王国でフランス臣民が享受する権利や機会、社団や教会から閉め出され、ときには王権の恣意的な課税の対象となつたのである。

こうした外国人に対する差別的な扱いは、自然法思想が発展する十七世紀以降、徐々に疑問視されるようになる。特に

「啓蒙の世紀」に専制批判や商業とコスモポリタニズムの称揚を背景として、外国人遺産取得権が強く批判されたことはすでに指摘されている。⁽¹⁰⁾けれども、それ以前の時代において、フランスの歓待の国としての自己表象と外国人に対する差別的な法制度が根本的に矛盾することなく両立していたことはあまり知られていない。冒頭のスモレットの引用は、かつては歓待と矛盾しなかった伝統的な制度に対する、啓蒙期の新しい感性を表しているのである。啓蒙後の世界に生きる我々には、啓蒙期のこうした批判は容易に理解できるが、それ以前の時代に成立していた外国人の歓待と差別の奇妙な両立は、いったいどのような認識や論理に依拠していたのであろうか。

これまでの外国人史研究は、王国における外国人差別法の要因として、宗教戦争期の党派対立や外国人嫌悪、ガリカニスム、度重なる戦争による財政難など、主に政治・経済的状况との関連を指摘してきた。⁽¹¹⁾また、筆者は以前発表した論文において、外国人遺産取得権が王権と領主権の序列化という政治的な機能を保持し続けたことを明らかにした。⁽¹²⁾しかし、状況や機能ではなく法的・政治的な理念の次元において、王国の住民の一部を不利な地位におく制度はいかにして正当化され、その正当化の論理は十七世紀以降いかなる変化を被ったのか、という問題は十分に検討されてこなかった。そこで本稿は、近世を通して外国人の法的地位の指標であり続けた外国人遺産取得権に着目し、旧体制期の法学者や哲学者がこの制度をどのような考えにもとづいて擁護ないし批判したのかを分析する。それによって、国家の外国人受入れに関する規範的言説の変容を長期的な視点で明らかにし、外国人史を近世ヨーロッパの思想的展開のなかに位置づけることを目指す。

本稿は以下の構成をとる。第一章では本稿の議論の前提として、「外国人」という個人のカテゴリーが中世末期から近世初期にかけていかにして形成されたのかを明らかにする。第二章では、十六世紀後半から十七世紀前半にかけて外国人遺産取得権を中心として外国人差別法が強化されるなかで、どのような論理がそれを正当化したのかを分析する。最後に第三章では、こうした思考の枠組みが自然法思想や啓蒙哲学の発展を背景にいかなる修正を求められるようになったのか

を考察する。主に分析する史料は、外国人の受入れのあり方について論じている法学者や哲学者らの著作である。

第一章 「外国人」カテゴリーの成立

中世末期のフランスにおける王権の強化と王国の統合を研究したB・グネは、十四世紀初頭にすでに、生まれが王国の内か外かで「生来の住民」*naturels*と「外国人」*étrangers*を区別する考えが存在していたと指摘している。⁽¹³⁾しかし、「外国人」が単にフランス生まれではない人々を意味するだけでなく、様々な無能力と否定的なイメージを付与された、個人を分類するためのカテゴリーとして確立するのは十六世紀においてである。本章ではその過程を明らかにすること、第二章以降の分析の前提としたい。

第一節 「生来のフランス人」と外国人の法的定義の明確化

中世末期における外国人概念の生成を研究したB・ダルテロシュによると、十五世紀後半以降、「外国人」*étranger*は「オバン」*aubain*と呼ばれる外国人遺産取得権の適用対象と一致するようになる。⁽¹⁴⁾とはいえ、厳密にはどの範囲の人々がそこに含まれるのかはまだ明確ではなかった。十六世紀には、個人の相続を扱う裁判のなかで、外国人遺産取得権が適用されない人々の条件に関する判例が蓄積されていく。それによって、外国人とみなされる人々の範囲もおのずと限定されていったのである。

外国人遺産取得権の対象とならない人々とは、フランスで相続能力をもつ「生来のフランス人」*naturel Français*である。*naturel*という語は、「自然に属する」や「生まれながらの」という意味をもち、十一・十二世紀には封建的主従関係を表すのに用いられたが、十三世紀には住民と君主と土地の関係を形容するようになる。⁽¹⁵⁾「生来のフランス人」という表

現は、近世には「王国の民」regnicoleや「臣民」sujetと互換的に用いられた⁽¹⁶⁾。では、いったいどのような条件に生まれれば、ひとは「生来のフランス人」になるのか。外国人遺産取得権の適用をめぐる裁判で争点となるのはまさにこの点であり、判例を通して三つの原則が形成された。

第一に出生地主義である⁽¹⁷⁾。一五一五年二月二十三日のパリ高等法院判決は、フランスに生まれ居住するものは、父や祖父などの直系尊属が帰化していない外国人であっても、その死後財産を相続できると定めた⁽¹⁸⁾。それまでの法学者らが外国人の子の相続能力を否定していたのに対して、この判決はフランスでの生まれと居住によってフランスでの相続能力を獲得するという解釈を示し、出生地主義の嚆矢となった。この原則は一五五〇年以降に広く受け入れられ、ルネ・シヨパンや後述するジャン・バケなどの十六世紀後半に活躍した著名な法学者によって、「生来のフランス人」の最も重要な条件として提示された。

第二に血統主義である⁽¹⁹⁾。早くも一五〇〇年頃にポルドー高等法院が、フランス人の両親からスペインで生まれフランスに帰国した息子に対して、両親がフランス生まれであることの証明を条件に、フランスでの不動産買戻しを承認し帰化認可状の取得を免除するという判決を出した。この判決は一五五四年のパリ高等法院判決によって確認された。さらに、アンリ三世が第五次宗教戦争平定のためにポリュエで発布した「和平王令」（一五七六年五月）は、血統主義の適用範囲をユグノにも拡大させた。その第五十二条において、亡命ユグノの子供たちはフランスへの帰国を条件に「真のフランス人および王国の民」と認められると定められたのである⁽²⁰⁾。この王令にもとづいて、同年九月七日には、フランス人ユグノの両親からイングラントで生まれたマリ・マビルにフランスでの相続権を認める判決（マビル判決）がパリ高等法院によって出され、以後、判例の原則となった。宗派対立の克服のために亡命ユグノの子孫を再統合する必要性が、血統主義の定着を促す結果になったのである。

第三に、これら二つの原則に包含される「居住主義」とも呼べる原則が重要性を帯びていた⁽²¹⁾。王国での居住はフランス

臣民になる意思と国王への忠誠の証であつたため、フランスでの生まれもフランス人の血統も、それだけではフランスでの相続能力を担保するとはみなされず、常にフランスでの居住が条件として課されていた。そのため、国外移住者や亡命者の子孫がフランスに帰国して相続を申し立てる際、しばしば、自らは外国生まれでもフランスへの「帰国精神」 *esprit de retour* を継承していると主張した。また、国王は王国に居住していない帰化認可状取得者の帰化を破棄することもあつた。⁽²²⁾

以上のように、十六世紀には「生来のフランス人」の条件に関する判例の蓄積によって、この属性をもつ者ともたざる者の境界線がより明確になり、その結果、法的な次元で外国人を定義し分類するのがそれ以前よりも容易になったといえるであろう。

第二節 外国人嫌悪と外国人差別法の拡大

外国人の法的なカテゴリーの明確化と並行して、宗教戦争期には外国人をフランスのあらゆる災厄の原因とみなす外国人嫌悪の風潮が高まった。⁽²³⁾ ルネサンス期フランスにおける気候風土論と、それにもとづく各国民集団の性格学の流行も、その背景をなしていた。⁽²⁴⁾

一五六〇年代から一五八〇年代半ばまでは、最も嫌悪されたのはイタリア人であつた。⁽²⁵⁾ 都市リヨンが一四六二年の大市開催権の獲得以来、多くのイタリア人商人や銀行家を集め、国際的な商業・金融業の中心地に発展したことはよく知られている。⁽²⁶⁾ フランソワ一世の治世末期以降、イタリア人銀行家・金融業者は王権への資金提供や徴税請負を通して王国財政の支配を強め、パリや宮廷にも進出して政治的影響力を増大させた。⁽²⁷⁾ こうした状況を背景に、一五六〇年代末からアンリ三世の治世末まで、フランスの貿易赤字と金銀の国外流出、増税や物価上昇にともなう貧困の原因をイタリア人に帰し、イタリア人金融業者を「貪欲」なカネの亡者として批判する言説がパンフレットのなかで展開された。⁽²⁸⁾ また、サン＝バル

テルミの虐殺（一五七二年八月）後には、その責任が母后カトリクス・ド・メデイシスと側近のイタリア人廷臣に帰され、とりわけカトリクスは息子である国王の権力を我が物とし、内乱を再発させてフランスを再び混乱に陥れた「外国人女」、内に「毒」を秘めた「フィレンツェの淫婦」とののしられた。²⁹⁾

一五八四年にアンリ三世の弟が死去し改革派であるナヴァラ王アンリのフランス王位継承が確実になると、スペイン王に支持されたギーズ公アンリが一五八五年に第二次カトリック同盟を結成し、いわゆる「三アンリの戦い」が始まった。この時期には、イタリア人に代わりスペイン人が集団的な嫌悪の対象になった。M・ヤルデニによると、この時期に出版された反カトリック同盟パンフレットには例外なく反スペイン感情が示されており、そうしたプロパガンダの目的は、スペインのフランスに対する政治的介入を防ぐことにあった。スペイン人は「残酷」、「意地悪」、「傲慢」で「自惚れ」ていて、フランス人とは相入れない国民であり、フランス王国の命運に関与すべきではないと主張された。³⁰⁾

こうした外国人嫌悪の言説は、政治的・宗教的信条の違いを超えて、改革派、「不満派」³¹⁾、ポリテイク派に共通して見られた。これらの派閥にとって、外国人や外国勢力をフランスに専制をもたらし悪として拒絶することは、自分たちが「フランスの自由」と「公共善」のために闘う「良きフランス人」であると主張することと密接に結びついていた。³²⁾ 近世を通して外国人の相続問題に関する最も重要なレファレンスとなる『外国人遺産取得権論』（一五七七年）を著したポリテイク派の法学者ジャン・バケも、外国人への猜疑を隠そうとしない。彼の考えでは、「一般的に、外国人は移住先の王国や土地を破壊して台無しにする」³³⁾。外国人はまずもって疑わしい人物であり、たとえ貴族であっても、心のなかに「何らかの毒」を隠し持っているのである。

このような外国人嫌悪の風潮に後押しされ、十六世紀半ばから十七世紀初頭にかけて王国での外国人の活動に対する制限が強化された。³⁴⁾ 外国人は一三五八年以来銀行業を禁じられていたが、一五六三年の王令では外国人の銀行業従事者の条件として五年ごとの十五万リーヴルの保証金の支払いが義務づけられ、一五七九年のプロワ王令でこの規定が確認された。

外国人は一五四三年以来宣誓ギルドへの加入を禁じられ、一五六五年には破産宣言をする自由を奪われた。官職の保有禁止も一六一六年に、財務官職とパリ高等法院の司法官職からあらゆる官職へ拡大された。聖職禄については、一四三一年以来外国人には保有が禁じられていたが、一五七六年の全国三部会の際、第一身分の代表が帰化者にもこの規定を適用するよう要求すると、一五七九年のプロワ王令で大司教、司教、大修道院長といった高位聖職禄から帰化者を含む外国出生者が排除されることが決定した。

このように外国人の無能力は経済活動の制限や社団・教会からの閉め出しという政治的制限の強化によって拡張された。これら一連の無能力は、十七世紀初頭には「オベヌ法」*droit d'aubaine* と総称されるようになった。⁽³⁵⁾ 一六三二年に『国王主権論』を著したカルダン・ル・ブレは、オベヌ法の第一の効果は「この王国においてすべての外国人に三部会への参加や官職と聖職禄の保有を不可能にすることであるとし、相続上の無能力は第二の効果であると述べている。⁽³⁶⁾ すなわち外国人の処遇においては、相続能力を認めないことよりも、王国統治にかかわる領域から排除することの方がより重要と考えられるようになったのである。外国人の区別は法的問題である以上に政治的関心になったといえる。

第三節 外国人の「生まれの瑕疵」

「外国人」がイタリア人やスペイン人など各国民の個性を超えて「フランス人」と対比されるカテゴリーになることを促した直接的な要因は、上述のように「外国人」の法的範疇の明確化や外国人嫌悪を背景とする外国人差別法の増大である。しかしそうした外在的な要因だけでなく、十六世紀後半から十七世紀前半の法学者の著作からは、「外国人」には「生来のフランス人」とは異なる性質が内在的に備わっていると考えられていたことが読み取れる。バケは上述の『外国人遺産取得権論』において、外国人は生まれによる「外国人の染み」*macule de pègrinité* を有しており、フランスでの長期の居住や官職・聖職禄の保持、婚姻によってフランス人になることはない⁽³⁷⁾と述べた。さらに、『フランス慣習法全

書』（二五九八年）の編纂で知られるルイ（シャロンダ）・ル・カロンは、一六〇五年出版の「フランス法」に関する著作のなかで、外国人に固有の性質を「外国人の瑕疵と障害」*tache et empêchement de pègrinité* と言ひ表した。⁽³⁸⁾「染み」や「瑕疵」は非嫡出子の生得的性質を表すのに頻繁に用いられた言葉であり、外国人の生来的性質が王国における象徴的な「非嫡出性」として捉えられていたことがうかがわれる。⁽³⁹⁾

外国人には生まれつき汚点や欠陥があるという考えはその後も長く受け継がれた。のちに大法官となるアンリ・フランソワ・ダゲソは、パリ高等法院次席検事であつた一六九四年に、亡命ユグノを祖父にもちイングラントで生まれフランスで死亡したギヨーム・ド・ロキニの相続をめぐる裁判で口頭弁論を行った際に、「外国人に生まれた者」とギヨームの祖父や父のように移住や亡命によつて「外国人になつた者」は全く異なつてゐるとし、前者の生得的な性質を「出自の瑕疵」と表現した。⁽⁴⁰⁾パリ王領法廷の副国王検事であり、王領閥連法の専門家として『王領事項に関する覚書』（一七六四・六五年に死後出版）を著したルフェーヴル・ド・ラブランシユも、「外国人身分の欠陥」*vice de l'aubarine* という表現を用い、十八世紀後半に法律の実践的なレファレンスとして普及したジャン・バティスト・ドゥニザールの判例事典『新判決・現行判例解釈集』の第五版、第七版、第八版でも、「外国人の欠陥」という表現が確認できる。⁽⁴²⁾このように、外国人を生得的な不完全性を身に帯びた、フランス人とは根本的に異質な人々とみなす言説は、法学者の間に定着し再生産され続けたのである。

ただし、バケを筆頭とするこれらの法学者は、外国人のこの性質はフランス王国に帰化することで消去できると主張していた。⁽⁴³⁾ダゲソはこの帰化認可状の効果を、外国人の「自然による欠損を補い、出自の欠陥を修繕する」ものと表現した。⁽⁴⁴⁾その一方で、バケと同時代に活躍した法学者ジャン・パボンも、外国人の性質が世代を超えて永遠に受け継がれると考えた。すなわち、外国人からフランスで生まれた子が父の財産を相続したとしても、「外国人遺産取得権は停止し終了するわけではなく、「外国人の」子や孫、ひ孫、他の子孫の人格のなかに例外なく、そして無限に持続する」ため、外国人の

子や孫が相続人となる子を残さずに死亡した場合、フランス生まれであるにもかかわらず、外国人遺産取得権によりその財産は国王に帰属すると主張した⁽⁴⁵⁾。外国人性の持続ない復活を唱えるこの考え方は、法学者の間で支配的な言説にはならなかったが、一六九七年の外国人課税において帰化者も課税されたことが示すように、王権の政策では暗黙のうちに採用されていた⁽⁴⁶⁾。このことからJ・F・デュボストは、帰化した外国人はフランス人と外国人との間に位置する中間的なカテゴリーを構成したと指摘している⁽⁴⁷⁾。

このように、外国人の生得的な不完全性と異質性が想定されたことで、「外国人」とフランス人との間に制度的な区別を設けることは必然であると考えられた。バケにおいて「外国人」は「オバン」と同一視されつつも時間を超越する概念として提示された。ジャン・ボダンの『国家論』（二五七六年）と同様に、バケは古典古代の都市国家における「市民」と「異邦人」の処遇の差を参照しながら、「外国人」とフランス人の区別を政治共同体の普遍的な要請であるかのように論じた⁽⁴⁸⁾。さらに、「外国人遺産取得権がどのようにしてフランスに導入されたのかははっきりしない」と述べつつも、王国への「導入」の第一の理由は「王国に生まれた者と、そうではないが王国に住みに来た者を識別し、両者の間に差異を設けるため」と説明した⁽⁴⁹⁾。つまり、外国人がフランス人と区別されるべきことがあらかじめ想定されており、外国人遺産取得権はその手段として解釈されたのである。

これは外国人遺産取得権という制度の読み替えといえる。ダルテロシユが明らかにしたように、外国人遺産取得権の起源は領主が領外民に行使した支配権にあり、外国人の地位を規定する法となったのは、十三世紀末以降の国王による領主との競合および王国での主権の表明の結果である⁽⁵⁰⁾。すなわち、外国人遺産取得権は元来は外国人の区別や差別を目的とする制度ではなかった。そのためバケの解釈は、古典古代との類似性に依拠しつつも、実際には当時の政治的な関心を多分に反映していたといえる。こうした解釈をしたのはバケだけではない。パリ高等法院の主席検事ジャック・ド・ラ・ゲルも、一五九七年のある建白書のなかで、外国人遺産取得権を、フランス人と有益な外国人にのみ王国の財を割り当て、フ

ランス人の国外流出を防ぐ制度として位置づけている。⁽⁵¹⁾このように、外国人遺産取得権は外国人の差別を目的とした制度として再定義されたのである。

本章で確認した一連の展開から分かるのは、十六世紀には「外国人」のカテゴリーが「生来のフランス人」の定義や外人差別法の拡大によって明確化するとともに、外国人嫌悪の風潮を背景として否定的な価値やイメージと結びつき、歴史的な構築物ではなく、あたかも永続的な現実であるかのように考えられるようになったことである。このような非歴史的で本質主義的な「外国人」の観念は、外国人への制度的な差別を正当化する大きな要因になった。次章ではこの点を詳しく検討する。

第二章 「自然」な外国人排除

十六世紀後半から十七世紀前半にかけて、外国人をフランス人の様々な特権から排除することは至極当然のことと捉えられていた。本章では、それがどのような法的・政治的な理論によって正当化されていたのかを、当時の法学者に共有されていた王国の一体性をめぐる政治的言説と、外国人遺産取得権をはじめとする外国人差別法が組み込まれた法体系に関する学説から考察する。そのうえで、王権の外国人の受入れや歓待が、どのような論理にもとづいて実施されていたのかを分析する。

第一節 王国の「自然的調和」

十六世紀後半の法学者らが、外国人を疑わしい存在や潜在的な害悪と捉えた背景には、外国人が国王や王国と生まれによる繋がりをもたないがゆえにフランス人のような忠誠心を備えていない、という考えがあった。パポンは、「穏やかで

揺るぎないあらゆる者には、自分の故郷への特別な慈愛と自然な愛着は生まれながらにして備わっているはずであるため、ひとが「他所に落ち着き先を見つけ、生まれた場所を離れようとするのは奇妙なことだ」と述べている。⁽⁵²⁾ パボンによれば、生来の住民の共同体は彼らを育む気候と土地、そして家族、友人、隣人の相互の信頼と扶助のうえに成り立っているが、⁽⁵³⁾ 外国人はそうした繋がりをもっていない。そのため、

神の法によっても人間の法によっても、外国人は恐れ疑うべきものである。とりわけ、王国の秘密を忠実に保持するか裏切りによりそれを暴露するかという点についてはそうである。外国人は決して元来の住民と同じくらい忠実であることはないだろう。元来の住民は常に自らの祖国の安寧に友情、熱意、配慮をもち、裏切るよりもむしろ苦しむことを望むだろうが、こうしたことは外国人には期待も希望もできないだろう。⁽⁵⁴⁾

不自然な存在である外国人は、フランス王国やフランス人に害をなす可能性があるため、彼らをフランス人の諸特権から除外することは当然視される。「なぜなら他の王国や邦⁽⁵⁵⁾で生まれ、「フランス」国王の統治に服していないものは、いたるところで疑わしく、それゆえに、それら「官職と聖職⁽⁵⁶⁾」を保有することはできない」からである。⁽⁵⁶⁾

こうした考えの前提となっているのは、その国での生まれによる「土着性」と国や君主への忠誠心の間の強い連関である。生来の住民と国王・国家の自然な政治的結合というこの考えは、外国での生まれによりその繋がりをもちえない外国人を猜疑し排除するための強力な論拠となった。⁽⁵⁶⁾ この政治的言説は、ルネサンス期の気候風土論に加えて宗教戦争期から十七世紀前半にかけての外国人嫌悪の風潮によって後押しされているが、それだけでなく、中世末期から継承した王国の「自然的調和」の観念にも影響されていた。中世史家J・クリナンによれば、早くも百年戦争期には、フランス国王と臣民をつなぐ「自然の絆」Hien naturelという考えにもとづいて、フランス国王による統治を正統とし外国による支配を「不自然」として退ける、愛国的な言説が形成されていた。⁽⁵⁷⁾ それによれば、「生来の敵」であるイングランド人から「生来の国」フランスを守ることは、自然と神の秩序に即して王位を継承した「自然な君主」であるフランス国王に生来の忠誠

をもつフランス人の「自然」な義務である。住民と王国と国王の根本的な一致が自然の規則と創造主たる神の意思に由来するといふこの言説においては、外国人はその存在自体が物事のあるべき姿に反する「他者」として表象された。

クリナンはこうした觀念の持続の背景として、アリストテレスの自然觀とキリスト教の神の恩寵の兩立を可能にしたトマス主義の長期的な影響を指摘している。⁽³⁸⁾ 法思想史家M・ヴィレによると、トマス・アキナスの神学は、自然はそれ自体善で調和しており外的世界とあらゆる生命に共通する秩序を構成するという、アリストテレスの目的論的自然觀に、世界を神の被造物とするキリスト教の教義を接続させた。⁽³⁹⁾ すなわち、世界は神の超越的理性に由来する「永遠法」によって秩序づけられており、各被造物を統御する「自然法」も「永遠法」に服している。⁽⁴⁰⁾ 各被造物に備わった「本性」は神が計画した「あるべき姿」、「目的」へと被造物を導くものであり、それに従うことこそが善で、そこから逸脱することは悪なのである。

こうしたキリスト教的世界觀においては、「自然」は神の摂理と結びつく完全で善なるものであり、「自然の秩序」や「自然法」は神の法に由来するがゆえの絶対的な正統性をもつ。したがって、トマス主義的自然觀に立脚すれば、王国の「自然的調和」の言説においても、生来の住民が王国と国王に愛着と忠誠の絆で結びつけられているのは「自然」すなわち物事のあるべき姿であり、外国人はこの調和の外部に位置する不自然な存在であるため、潜在的な害悪として住民共同体から排除されてしかるべきという主張が成り立つことになる。こうした論理構造においては、外国人をフランス人の共同体とその財や特権から排除すること、そしてそれを制度的に体现する外国人遺産取得権や他の外国人差別法は、すべて「自然」に適うものとして正当化されうる。十六世紀には外国人差別に対する根本的な異議が生じなかったことは必然であつたといえよう。

第二節 「フランス法」の学説の形成

こうした王国の「自然」な一体性を唱える言説に加えて、十六世紀後半にはフランスの自立的な民法法としての「フランス法」の学説が、外国人遺産取得権や他の外国人差別法がフランスに適した法とみなされる論拠を提供した。「フランス法」の概念の形成は、「法的ガリカニスム」とも呼ばれ、フランス王国が神聖ローマ皇帝やローマ教皇の権威からの独立と主権国家化を図る動きの一環として理解される。⁽⁶¹⁾ その契機となったのは、ローマ法の普遍的権威への異議申し立てであった。

法制史家J・L・ティロによると、十一世紀にヨーロッパで受容されて以来「普通法」*ius commune*として神聖化されていたローマ法の権威が、十六世紀後半のフランスにおいて国民主義の高まりと人文主義的な法学研究の流れのなかで二重に相対化された。⁽⁶²⁾ 第一に、主権の排他的保持者である国王によって発布された法のみが強制力を認める実定法主義の立場から、フランスを支配したくないユスティニアヌス帝が発布しないし編纂させた法典がフランスで効力をもつという考えが否定された。当時のフランスでは、国王立法の増加と、慣習法の編纂・改定事業に見られる慣習法の「国王法化」を通して、「法の国家化」が進行していた。⁽⁶³⁾ 実定法主義はこうした国王を中心とする法の国家化の顕著な表現であり、ガリカニスムを推進する高等法院の司法官や弁護士たちの支持を得ていた。⁽⁶⁴⁾

第二に、「ユスティニアヌス法典」の批判的研究を通してその不完全性が明らかにされるなかで、ローマ法の権威の基礎となっていた「合理性」に疑問が呈され、時代や地域を超越する「普通法」という概念自体が拒絶されるようになった。ローマ法は歴史的・地理的に相対化されるとともに、ひとつの法体系は特定の時代や集団に固有の諸条件や精神を表現すると考えられるようになった。⁽⁶⁵⁾ ボタンと同郷で同時代に活動した法学者ピエール・エロは一五六四年に著した論考において、地域ごとに空気は違ってもある邦の住民にとってその土地の空気が最良であるように、「法や政治制度」も邦ごとに

多様だが、「各々の市民は自分の邦の風習と条件を気に入っている」と論じた。⁽⁶⁶⁾ ボダンはさらに『国家論』のなかで、各民族には固有の「生得的気質」*naturel des peuples*、すなわちその国の自然条件や文化によって決定されるひとつの精神が備わっており、それぞれの「気質」に適した統治形態が存在すると主張している。⁽⁶⁷⁾ こうした法の個別主義の考えを背景に、ローマ法は「普通法」ではなくひとつの国民法、つまり「ローマ人の法」であり、必ずしもフランス人に適した法ではないと考えられた。

このようにローマ法のフランスにおける効力が疑問視されるなかで、「フランス法」はフランス人の「生得的気質」に合致する法として構想された。その構成要素としては、国王立法、諸地域慣習法、ローマ法から借用した一般原則、高等法院の規律裁決が挙げられたが、なかでも古くから王国に存在し私法の大半を支配する慣習法は、フランスの法的個別性の最良の証明とみなされた。⁽⁶⁸⁾ さらに、慣習法は地域ごとの多様性や矛盾が大きかったため、諸地域の慣習法の比較検討や、高等法院判例やローマ法にもとづく補完作業を通じて、フランス王国全体に適用可能な「普通慣習法」*droit commun coutumier* という、新たな法体系の学説が形成されていった。それにより、かつての「普通法」に代わり、王国の法的な一体性を実現する国民法としての「フランス法」の学説が確立された。王権は一六七九年のサン・ジェルマン・アン・レ王令により「フランス法」をローマ法と教会法に並ぶ大学の科目として創設し、その学説を公的に承認した。⁽⁶⁹⁾ その教育において基礎となったのは、「普通慣習法」の一般原則の抽出を目指して法学者アントワヌ・ロワゼルが一六〇七年に上梓した『慣習法提要』であった。⁽⁷⁰⁾ 元来、諸地域慣習法に記載されてきた「オバン」の相続上の制限や政治的な無能力、外国人遺産取得権についても、この著作で改めて規定されている。外国人遺産取得権は、まぎれもなく「フランス法」の一部だったのである。⁽⁷¹⁾

法の国家化・国民化へと向かうこうした動きにおいて、フランスに古くから存在する慣習や国家の承認を受けた実定法は、その内容とは無関係に、王国とフランス人に適した法として正統性を付与された。その結果、この法体系に組み込ま

れている外国人遺産取得権も他の外国人差別法も正統な法としての性質を帯びたといえる。十八世紀前半においてもラブランシユは外国人遺産取得権をその古さゆえに、「フランス君主制の基本法」のひとつと目していた。⁽⁷²⁾

第三節 王権の外国人受入れの論理

以上のように、外国人を異物とする王国の一体性の考えや、民法法としての「フランス法」の学説にもとづいて、外国人をフランス人の集合的な財や特権から排除する法制度が理に適っていると考えられていたことが確認できた。本節では、こうした理念が支配的であった時代に、王権による外国人の受入れや欲待はどのような論理にもとづいて行われたのかを考察する。

上述のように、王権は中世末期から王国の発展に資する有益な外国人には外国人遺産取得権を免除し、王国への定着を促す政策をとっていた。外国人の受入れはフランス王権にとってひとつの「伝統」を構成しており、帰化認可状の前文には外国人に帰化の恩恵を与えるのは先代の王たちの「模倣」であると記される場合があった。⁽⁷³⁾ ロワゼルの孫で、自身も高等法院弁護士を務めたクロード・ジョリも、一六五二年の著作のなかで、フランス王国は「あらゆる人々、特に外国人に対する穏和、礼節、正義、公明によって世界のあらゆる国民に知られて」おり、「早くもシャルルマーニュの時代からその卓越した証拠が存在する」と述べている。⁽⁷⁴⁾

また、フランス王国は十五世紀末から旧体制末期まで、政治的・宗教的避難者を受け入れていた。経済理論家アントワヌ・ド・モンクレティアンが『政治経済論』（二六一五年）のなかで「フランスには大昔から自由の真の住処があり、フランスがもつこの榮譽は他のどの国にも譲渡できない」と主張したように、⁽⁷⁵⁾ フランス王国は自由の地、「痛み苦しむ人の避難場所」を自任していた。こうしたフランスの自己表象は外国人にも共有されていた可能性がある。アイルランド人聖職者のある帰化認可状には、フランスを敬虔なカトリックのための「避難場所」とする記述が確認できる。⁽⁷⁶⁾

こうした外国人の受入れは王権の公的な言説において、フランス君主制の卓越性を例証するものとされた。そもそも、外国人はフランス臣民よりも冷遇されてしかるべきであるため、たとえ臣民と同等の自由を与えるだけであっても、それは国王の特別な寛大さの表明であった。そのことを明示するのが、アンリ三世が一五八七年九月に発布したある王令である。この王令は、王国にいる外国人銀行家、商人、仲買人に、取引の自由を認める代わりに納税を求めたものである⁽⁷⁷⁾。その前文をみると、「先代の国王たちが臣民のみならずあらゆる外国人に与えた、王国で安全に住み取引と商売をする自由のために、この王国はあらゆる君主国のあいだで偉大で壮麗とみなされてきた」として王国の外国人受入れの伝統に言及したうえで、「先代の国王たちと同じ動機」により、「余の臣民と同じく余への奉仕に愛着をもつ」と認められた外国人には、「できるだけ好意的に扱い、彼らに余の支配に服す地に一層住まう機会を与え、あたかも余の生来の臣民であるかのような同じ特権、権利、自由を享受させたい」として、納税による国王財政への支援を命じている。すなわち、外国人に対する選択的課税さえも、国王による外国人への「好意的」な受入れの一環であり、外国人に特別の恩恵を与える措置として正当化されているのである。

それゆえ、外国人遺産取得権それ自体は君主制の卓越性と矛盾せず、王国での外国人の処遇はこの制度に様々な免除を認めているがゆえに外国人に好意的であるとみなされた⁽⁷⁸⁾。ボダン『国家論』において、王国では外国人が不動産を含むあらゆる財産を獲得・売却・生前贈与でき帰化も容易であることに言及したうえで、「王国外で死亡した外国人にフランスで獲得した財産を自由に処分することが有償で許されており、またフランスで生まれた子を母親が外国人でなければ相続人に行ける」ことから、「この王国では外国人遺産取得権は抑制されている」と述べた。さらに、シャンパーニュやリヨンの大市に集う外国商人への外国人遺産取得権の免除を国王の「特別の善意」と表現し、「外国人はギリシア、ローマ、東方全域において受けていたよりもはるかに好意的な処遇をフランスで受けている」と主張した⁽⁷⁹⁾。同様にバボンも、外国人が「捕虜、敵、奴隷とみなされて」いた「ローマ人の法」に比べれば、フランスの外国人遺産取得権は「三つの制限か

らなる穏和で好意的な規定」によって緩和されていると述べている。⁽⁸⁰⁾このように外国人差別法の存在は必ずしも国家の文明性を損なわないという前提に立ったうえで、外国人遺産取得権の効力を緩和する措置を設けている「フランス法」は他より秀でていているという認識が提示された。外国人遺産取得権はフランスの歓待の国としての自己表象と齟齬をきたしてはいなかったのである。

本章での分析から分かることは、外国人の好意的な受入れは国家の卓越性のひとつの指標とみなされていたにもかかわらず、生まれながらにフランス人と異なる性質をもち、フランス王国の「自然の絆」に組み込まれていない外国人を排除する制度は、自然の理に適っているうえに、フランス人の「生得的気質」にも合致しているため、外国人の歓待や国家の文明性と本質的に矛盾しないばかりか、彼らへの「好意的」処遇は国王の特別な恩恵の表明に分類されたことである。こうした思考の枠組みからは外国人遺産取得権への批判は生じえない。それではどのようにしてこの制度への批判は可能になったのだろうか。次章ではフリーゴ・グロティウスにはじまる外国人遺産取得権の批判の言説を分析し、その展開と普及の過程を明らかにする。

第三章 外国人の権利と国家の文明性

近世の自然法思想が十六世紀スペインのサラマンカ大学で発展した後期スコラ哲学に起源をもつことはよく知られている。人間も動物も同じ性向を共有し、客観的に観察可能な自然の法によって秩序づけられているとする古典的な自然法思想に対して、人間には固有の本性が備わっており、自然法はその理性的な本性の認識に依拠するとする、近世の個人主義的で権利主体に関する自然法思想が誕生し発展した。⁽⁸¹⁾しかし、こうした展開が外国人遺産取得権の批判の理論的な基礎を提供したことはあまり知られていない。本章では、十七世紀以降の外国人遺産取得権に対する批判の展開をたどることで、

外国人の処遇に関する規範的な考え方にどのような変化が生じたのかを明らかにする。

第一節 外国人遺産取得権の批判のはじまり

人間本性にもとづいて尊重されるべきと考えられた権利のひとつには、いうまでもなく所有権がある。グロテِيُّウスは『戦争と平和の法』（一六二五年）において、神の意思により人間本性に備わった社会性が法の源であり、この生来の社会性は人に他者の財産を奪わないようにさせるため、所有権の尊重は自然法であるとした。⁽⁸²⁾そして自身が所有する財産を譲渡する自由も同様に自然法であるため、その一手段である「遺言をする権利もその本質において所有権と密接に結びついている」。それゆえ、「外国人に遺言をすることを許さない」規定は「外国人が敵扱いされていた時代に由来」し、「より文明化された諸国民においては正当な理由で廃止されている」と主張した。⁽⁸³⁾名指しこそしていないが、これは明らかに外国人遺産取得権に対する批判であった。

『戦争と平和の法』はウエストファリア条約（一六四八年）後のヨーロッパで「国際法典」とみなされるほどの大きな成功を収め、⁽⁸⁴⁾一七二四年にはジャン・バルベラックによるフランス語訳も出版された。この著作によって、外国人の相続をめぐる問題がもはや国内の実定法の領域にとどまらず、自然法や国際法の領域にもまたがるものとなった。実際に、クリスティアン・ヴォルフや後述するエメール・ヴァッテルといった後世の自然法・国際法学者も、遺言権は自然法であり、外国人の遺言権も外国人が祖国で有する相続権も奪うことはできないとして、外国人遺産取得権に対する批判的見解を示した。⁽⁸⁵⁾こうした主張は、「生まれの瑕疵」による外国人の先天的差異を前提とし、王国を個人の相続上の能力を決定する基準とする考え方に対して根本的な批判となった。

これらの新しい主張はすぐに一般的な共感を獲得したとはいえない。「厳粛な同盟と契約」（一六四三年）への署名を拒否しフランスに亡命したイングランド貴族ラルフ・ヴァーニー卿は、一六五〇年にフランスで妻が死亡した際その財産

を危うく没収されかけたにもかかわらず、『覚書』のなかで外国人遺産取得権やフランス君主制に対する不満を表していない。⁽⁸⁶⁾しかし、十七世紀半ば頃から、外国人遺産取得権は「歓待」*hospitalité*に反するとする見解が自然法や国際法に關する著作以外にもみられるようになる。アカデミー・フランセーズ会員であり、ルイ十四世の弟アンジュー公の家庭教師を務めた著述家フランソワ・ド・ラ・モトウ・ル・ヴェイエは、一六四三年に出版した「祖国と外国人について」と題する小論文のなかで、フランス語の「オベニス」*Aubaine* [Aubaine] はイングランドの古名「アルビオン」*Albion* から派生しており、このことは「外国人に敵対して導入されたものを表現するのに適した単語をひとつもっていないかったフランス人の歓待」を示していると主張した。⁽⁸⁷⁾つまり、外国人遺産取得権が外国人の歓待と矛盾することを認めたくらんで、この制度がフランスに内在的ではないと弁明しているのである。また、『トレヴー辞典』の名で知られるイエズス会士の手による『フランス・ラテン汎用辞典』の初版（二七〇四年）は、外国人遺産取得権を「歓待と自然的自由」に反する「憎悪法」*droit haineux*と表現している。⁽⁸⁸⁾さらに高等法院弁護士エマニユエル・ド・ガマは、一七〇六年のある訴訟趣意書において、スペイン人旅行者の死後財産への外国人遺産取得権の適用に反対する論拠のひとつとして、この措置が「フランスが他の諸国民を凌駕している」外国人への「歓待」に反しているという点を挙げている。⁽⁸⁹⁾以上は必ずしも外国人の権利の明確な擁護を表明するものではなかったが、少なくとも外国人遺産取得権が歓待と両立せず、フランスの名声を傷つける慣習であるという認識が広まりつつあったことは確かであろう。

第二節 外国人遺産取得権の批判の普及

外国人遺産取得権に対する批判が本格的に展開されるようになるのは、十八世紀半ば頃からである。モンテスキューが『法的精神』（一七四八年）において、外国人遺産取得権をヴィシゴート族によるローマ帝国侵入の際に導入された「非常識」*insense*な法とし、商業や諸国民の交流への悪影響を強調した影響は大きかった。⁽⁹⁰⁾一七五六年には『百科全書』第六

卷の「外国人」項目において、騎士ジョクールは、商業が国家と人類の発展に大きな貢献をもたらすことと、外国人の自由な訪れや定着が国家の繁栄を促進することを強調しつつ、外国人に不動産の購入や遺言や財産の自由な処分を許さない法は「外国人がほぼ敵とみなされていた野蛮な時代の名残とみなされるべき」と述べた⁹¹。また、外国人遺産取得権は王国の人口増加を阻害するという考えも提示された。人口統計学の先駆者とされるジャン・バティスト・モオは『フランスの人口に関する探究と考察』（二七七八年）において、外国人遺産取得権を「外国人をわれわれの国から追い払い、国王の名のもとに、その臣民の数の増大を妨げる」「非常に未開で野蛮で不条理な法」と批判した⁹²。

十八世紀中葉以降に展開される外国人遺産取得権批判の根底には、有用性の観念があった。この制度はもはや伝統主義や国民主義の観点から正当化されることはなく、国家の繁栄や人類の幸福、公共善にとって有益であるか否かという観点から判断されるようになった。このことをよく示すのが、グリムの『文芸通信』の一七六四年五月一日付の記事である。このなかでグリムは『ミシェル・ド・ロピタルの生涯』という新刊書を紹介しているが、ともに大法官を務めたロピタルとダゲンを比較して、後者を「開明的でないレジスト」と評価した。その論拠として挙げられたのは、国王顧問会議において「野蛮でフランスにとつて有害な」外国人遺産取得権の廃止が提案された際に、ダゲンが「王権の最も古い法」であるという理由でそれに反対したことである⁹³。「啓蒙の世紀」に政治や制度の価値が有用性を基準に測られるようになるなかで、伝統や権威を理由に悪弊を維持することは愚かな行爲となった。こうした啓蒙哲学者による外国人受入れ論は、交易が諸国民のあいだに相互依存にもとづく平和と協調をもたらすという商業平和論や、人口増加による国富の増大という考え⁹⁴に立脚しており、王朝の利害にに応じて外国人遺産取得権の免除を与える王権の伝統的な外国人政策とは精神において異なっていた。

さらに、啓蒙期の外国人遺産取得権批判は有用性だけでなく「慈悲」*humanité*の観念にも立脚していた。サン・ピエールが『永久平和論』（二七二三年）を著し、戦争による領土の防衛や拡張よりも外交による平和の実現と維持が重視さ

れる「平和のイデオロギー」の時代にあつて、「慈悲」は他者の痛みを思い、隷従、迷信、悪徳、不幸の廃止を望み、隣人のためにひとを善行へと駆り立てる「高貴で崇高な情熱」として称揚された。⁹⁶ そのなかで、外国人遺産取得権は慈悲がないこと、すなわち「無慈悲」inhumanであると批判された。たとえば、ヌシャテル出身の法学者・外交官エメール・ヴァッテルは、当時ベストセラーになった名著『万民法あるいは自然法の諸原則』（一七五八年）において、外国人遺産取得権が外国人の財産を国庫に「不公正」にも取得させる法であると説明したうえで、グロテイウスに依拠しながらこの制度の起源はローマ人にあると推測し、「これほど賢明な人々がこれほど無慈悲な法を保持したのは、報復措置の必要からだけであり、それ以外の手段では野蛮な諸国民に打ち勝つことができなかつたのだ」と述べている。⁹⁷ また、文学批評家で、スコットランド啓蒙を代表する歴史家ウィリアム・ロバートソンの著作の翻訳者でもあるジャン・バティスト・アントワヌ・シユアールは、一七七四年八月のアカデミー・フランセーズ入会演説において、「慈悲」を国民間の憎悪や戦争と対置し、「不興を買う危険を冒してでも慈悲を擁護しようとする勇氣は開明的な時代にしかない」と述べたうえで、外国人遺産取得権について次のように論じている。

外国人遺産取得権は、諸国民を侮辱する法であり、あらゆる国民がこれを嫌悪しながら保持していましたが、我々のもつても廃止されませんでした。その理由は、奇妙なことに、この野蛮な法が君主制の最も古い法だから、というものです。しかし哲学がやってきて、国王、大臣、ヨーロッパに、諸国民の最も古い法が野蛮な法ならば、なおさらそれを急いで失効させて恥辱をそそぐべきだ、と言いました。⁹⁸

このような外国人遺産取得権批判は、外国人は王国にとつて有益な人材や労働力であるだけでなく、戦争回避や人類の幸福実現という諸国民に共通の目標のもと、共感や慈愛の感情をもつて接すべき隣人、同類者として扱うべき存在だと考えられたことを示している。また、こうした考えに賛同を示すことは、自らの精神の開明性を示し哲学者たちの共同体への帰属を表明する卓越化の振る舞いでもあっただろう。

それゆえ、外国人に対する処遇が文明の指標であるという考え方は十八世紀後半にも継承された。ヴォルテールは一七五六年出版の『習俗論』において、東洋には見られないがヨーロッパに残存する「野蛮」な慣習の一例として外国人遺産取得権に言及している。⁹⁹ ヴァattelも「外国人を快く迎え入れ、礼儀をもつて接し、あらゆる物事において世話好きな性格を示すことは洗練された国民にふさわしい」として、外国人への親切な振舞いを国民の義務だと主張した。¹⁰⁰ さらに、外国人遺産取得権はフランスの「文明性」を風刺するための格好の材料にもなった。イギリスの小説家ローレンス・スターンは一七六八年に出版した『センチメンタル・ジャーニー』において、七年戦争期にフランスの港町カレーに到着したときのことを話者ヨリックを通して次のように書いている。

午後三時には私はまぎれもなくフランスで食卓に着き、鶏肉のフリカッセを食べていました。もしあの晩私が消化不良で死んだとしても、世界中の誰も外国人遺産取得権の効力を停止できなかったでしょう。私のシャツ、黒い絹のズボン、旅行カバン、あらゆるものがフランス国王に召し上げられていたでしょう。長いあいだずっと身につけていて、エライザ、お墓まで持つていくとあなたに話していたあの小さな肖像画でさえ、私の首から引きちぎられていたことでしょう。なんて容赦ないのでしょ！陛下の臣民に招かれて海岸にやってきたのん気な旅人の形見の品まで取り上げるなんて。ああ陛下！これはあんまりです。それに私が説得申し上げなければならぬのが、非常に洗練されてい⁽¹⁰⁾て礼儀正しく、情趣と繊細な感情で名高い国民の君主であらせられるとは、なんとも嘆かわしいことです。

このようにスターンは、フランス料理を口にしたがゆえに不運にも死んでしまった旅行者から、金銭的価値のないものや愛着の対象も含めすべての持ち物を奪い取る制度として外国人遺産取得権を描いており、その不条理と不寛容、そしてそれが体現する、文明的で洗練されたフランスのイメージとの大きな乖離を強調している。こうした風刺は、バイエルンの作家ヨハン・ベツルが一七八三年に出版し、各種翻訳によって全ヨーロッパで広く読まれた風刺小説『ファウスティン、あるいは哲学の時代』にも見られた。

「いともキリスト教的な」法典から引き出された「オベース」法だと！それでも、『法の世界』を生み出したのはこの国民なのだ。なんとということだ！モンテスキューも、あの偉大な哲学者「ヴォルテール」も、『人間の友』『ミラボー』も、彼らの国で死の床にある哀れな外国人が国王の名のもとに横領され身ぐるみをはがされる前に死ぬるようになるほどには、同胞の精神に対して十分な影響力を発揮しなかったのだろうか。「中略」私が思うに、このオベースは「黒人法典」から、あるいは「アルジェ」の法から、もしくは「いともタタールのな」法典から引き出されたものだ。^(四)

「オベース」という言葉には、外国人の財産の相続という元来の意味から派生した「望外の利益」という第二の意味がある。作者はこの言葉を斜体で強調することで、外国人にとつての不運を思いがけない好運とみなすフランス人の貪欲さや利己心を示唆している。さらに、この野蛮な制度がいかにキリスト教的慈愛や啓蒙哲学の崇高な理想とかけ離れていて、いかにフランスとヨーロッパにふさわしくないかを皮肉っている。このように外国人の相続権の尊重や自然法に即した処遇は十八世紀後半には規範としてフランス内外で定着しており、フランス批判のひとつのトピスとなっていた。

第三節 外国人遺産取得権の廃止への動き

こうした動きと並行して、十八世紀後半には、外国人遺産取得権の起源をイングランドに見出す説が一部の法学者の間に広まった。一七五四年に『国王主権とそれに付随する諸権利に関する歴史的論考』を著したフランソワ・ド・ポール・ラガルドは、フランスが外国人遺産取得権を創設したのは、イングランド国王エドワード三世が「外国人にイングランドでの不動産の相続を禁止した」からであり、イングランド人がフランス人に与えない権利をイングランド人に対して拒絶するためであったと論じた。すなわち、外国人の相続権を制限し「普遍的な自然法に立脚すると信じられていた諸原則を最初に破った」のはエドワード三世であり、フランスは同じ措置で報復しただけなのである。^(四)この説はル・ブレの『国王

主権論』の記述を歪曲したものであり、明らかに虚構である。それにもかかわらず、八年後に出版されたボスケの『王領と王領権に関する理論的事典』はこの説を踏襲し、ラブランシュの『王領事項に関する覚書』も、ドウニザールの判例事典第八版（一七八三年）も、この説をひとつの見解として取り上げた。⁽¹⁰⁶⁾

ここで重要なのは、外国人遺産取得権の成立の責任を外国に押しつけるポール・ラガルドの俗説が、出版を通して拡散され一定の支持や理解を獲得したという事実である。⁽¹⁰⁶⁾これは、啓蒙哲学者らによって批判され、倫理的観点からは擁護できなくなりつつあった制度の存在をそれでも釈明しようとする一部の法学者の反応であったと捉えられる。それは逆説的に、国王主権や王領権を擁護する法学者においても、十八世紀後半の外国人遺産取得権批判は無視できないほどの説得力と影響力をもっていたことを示唆しているだろう。

十八世紀後半になると、王政のなかにも外国人遺産取得権の廃止を求める声が出てくる。⁽¹⁰⁷⁾一七五四年に財務総監に就任したセシエルは、リール地方長官時代から外国人遺産取得権の効力を停止する方が王国の利益につながると考えていた。ルイ十六世治世初期にギルド廃止などの一連の改革を断行した財務総監テュルゴは、外国人遺産取得権は有能で勤勉な外国人、有益な資本家や卸売業者を王国から遠ざけるとして、国家と財政のためにこれを廃止しようとしていた。さらにジュネーヴ出身のネットケルは財務長官罷免後に出版した『フランス財政論』（一七八四年）において、外国人がフランスに来て消費しフランス産品を購入することを阻害するものはすべて不合理であり、「外国人遺産取得権はそれによって財産を奪われる外国人にとってよりも、それを実践する国民にとって有害」であるとした。⁽¹⁰⁸⁾ネットケルは一七八〇年初頭、当時宰相の地位にあったモルパ伯に外国人遺産取得権廃止の王令の草稿を提出していた。その前文には次のように記されている。

フランスの習俗や開明的な統治の諸原則に相反し、今日にはもはや適用できないと思われる法の欠点を完全に消し去ることが、余「ルイ十六世」の正義と歓待の気持ちにふさわしいと考えた。実際、余の王領に時折舞い込むこれらの

ばらばらの相続を、あらゆる方面から支援し国内に引き入れることが非常に重要な資本、消費、産業の循環と比較することなどどうしてできようか。⁽¹⁰⁾

これらの計画は十八世紀後半の対外戦争やフランス革命前後の政治的混乱のなかで実現されなかったが、啓蒙の規範的言説が外国人遺産取得権の擁護者や王政内部にも入り込んでいたことは明らかである。実際、十八世紀後半には国際条約による外国人遺産取得権の互恵的廃止が増加しており、フランスの西インド植民地のうちトバゴ島、サント・リユシ島、ギアナでは一七八三年六月王令によって外国人遺産取得権があらゆる外国人に対して無条件に撤廃された。⁽¹¹⁾ 外国人遺産取得権は外国人の地位の指標にして国王主権の表明であったにもかかわらず、それを正当化する法的・政治的な理念は、旧体制末期には第一の擁護者であるはずの王政内部においても大きく後退していたといえる。

おわりに

本稿は、近世フランス王国で外国人の処遇に関する規範的言説がどのように変化したのかを明らかにするために、戦争期から「啓蒙の世紀」にかけての主要な法学者や哲学者の著作を外国人遺産取得権に関する記述を中心に分析してきた。

本稿の分析から導き出される結論は次の二点である。第一に、外国人の差別的処遇を正当化したのは、外国人とフランス人の差異を本質化し、外国人を「自然」に依拠したカテゴリーとする言説であった。十六世紀に外国人は固有の無能力と否定的なイメージによって規定されるひとつのカテゴリーとなったが、その根底には「生まれの瑕疵」と表現された生まれながらの欠損、不完全性の観念があり、さらにそれは国家や国王への忠誠の欠如と結びつけられた。制度上の無能力という法的他者性と、悪徳や背信に代表される精神的他者性が、外国での生まれを結節点に外国人において一体となって

いたのである。こうした考えは、王国の安寧を王国・国王・臣民の「自然」的な結合に見出し外国人をそれに与しない異物とする中世以来の政治的言説によつて裏打ちされ、外国人の差別を自然なものとした。さらに、近世の主権国家化の進展と国民主義の高まりを背景に、気候風土論の影響を受けた「フランス法」の学説が形成され、外国人差別法を含む王国の実定法はフランス人に最も適した法として肯定された。その結果、外国人を不利な地位におく制度は自然かつ適切なものとして正当化された一方で、外国人の王国への受入れや相続能力の承認は君主制の卓越や国王の特別な寛大さの表明とされたのである。

第二に、こうした本質論的で国民主義的な外国人観に依拠した外国人差別は、自然法・国際法思想の発展と啓蒙哲学の普及のなかで、人間本性にもとづく権利の普遍性や諸国民の平和と協調を追求する新しい理念の挑戦を受けた。この時期、ふたつの根本的な変化がもたらされた。まず、政治的共同体への帰属に還元されない人間の基本的権利が構想され、王国での相続の自由が君主から与えられる特権ではなくそうした権利のひとつとみなされた。そして、外国人の相続能力の問題が実定法・国内法の排他的な領域から脱して自然法・国際法の領域にも属すようになった。外国人であつても王国内で守られるべき権利があり、その権利を尊重しない制度はもはや欲待や文明性と両立しなくなるばかりか、国家の繁栄や人類の幸福を阻害する野蛮で不合理で無慈悲なものとして、哲学者による批判や外国人作家によるフランス風刺の対象となった。人間の民事上の能力を王国外での生まれを理由に制限する制度はこうして理念上の正当性を失い、啓蒙が打破すべき悪弊、王政が対処すべき課題となったのである。

以上から、近世フランス王国の外国人の処遇をめぐる言説の変容は、ルネサンス期以降のヨーロッパにおける国家と法、人間と自然の關係に関する法的・政治的思想の変化のなかで理解されることが明らかになった。しかし本稿の議論には分析の視点と史料上の制約に由来するふたつの限界が存在する。第一に、本稿は外国人遺産取得権に着目したため、王国における外国人の生前の活動に関する議論を十分に考察に組み込めていない。特に外国人の経済活動の規制や奨励と、外国

人の処遇をめぐる言説の間の連関をより詳しく解明する必要がある。第二に、七年戦争期に反英感情が高まりを見せたことや、自由と博愛を掲げたフランス革命が国内政治の混乱や対外戦争の激化のなかで排外主義へと転じたことからは、「啓蒙の世紀」に外国人への嫌悪や忌避が存続したことがうかがわれるが、本稿で分析した史料は外国人遺産取得権に言及した著名な法学者や哲学者が残した文書に限定されているため、コスモポリタニズムと国民主義や排外主義の併存の問題を十分に考察できなかった。この問題を検討するには、政治パンフレットやプロパガンダ的出版物を含むより広範な史料の渉猟が必要となるであろう。以上の問題に取り組むことで旧体制期から革命期にかけての外国人の処遇をめぐる言説の連続と断絶を明らかにする作業は今後の課題としたい。

注(1) T. Smollett, *Travel through France and Italy*, with an

introduction by Th. Secombe, London-New York-Toronto, 1907, letter II (15 July 1763), p. 9-10.

(2) 近世フランス王国では外国人は遺言と死後財産処分の自由をもたず、フランス生まれの子以外に相続人をもてないため、継承者のいない遺産を国王が取得するというのがこの制度の論理であった。しかし外国人にとっては国王に財産を奪われることになるため、日本では「外国人遺産没収権」や「外国人財産没収権」とも訳されている。Cf. 阿河雄二郎『近世フランス王権と周辺世界―王国と帝国のあいだ』刀水書房、二〇二一年。

(3) 十八世紀パリにおける外国人遺産取得権の実施に関しては、拙稿「十八世紀フランスの外国人遺産取得権―パリ・サン＝ジェルマン＝デ＝プレ地区の事例から―」『史学雑誌』一二七

編九号、二〇一八年、一―三五頁を参照。

(4) J.-F. Dubost et P. Sahlins, *Et si on faisait payer les étrangers? Louis XIV, les immigrés et quelques autres*, Paris, 1999, chap. II : M. Rapport, *Nationality and Citizenship in Revolutionary France*, Oxford, 2000, p. 49-53, 70-81 ; P. Sahlins, *Unnaturally French. Foreign Citizens in the Old Regime and after*, Ithaca-London, 2004, p. 50. 外国人が王国にもたらした貢献については以下に詳し。Y. Lequin (dir.), *Histoire des étrangers et de l'immigration en France*, Paris, 2006, 3^e partie : « Le service du roi (XVII^e siècle-1815) ».

(5) J.-F. Dubost, « Refuge religieux et politique en France » dans L. Bély (dir.), *Dictionnaire de l'Ancien Régime*, Paris, 1996, p. 1061-1063 ; Rapport, *op. cit.*, p. 65-

70.

- (9) Sahlins, *op. cit.*, p. 72. 帰化に関しては拙稿「十八世紀フランスにおける外国人と帰化—ブリテン諸島出身者の事例から—」『史学雑誌』二二三編一号、二〇一四年、一—三四頁を参照。
- (10) Dubost et Sahlins, *op. cit.*, p. 41-42.
- (11) J.-B. Denisart, *Collection de décisions nouvelles et de notions relatives à la jurisprudence actuelle*, 5^e éd., 5 vol., Paris, 1766-1771, t. 2, article « Étranger », p. 59-60 ; C. Danjou, *La Condition civile de l'étranger dans les trois derniers siècles de la monarchie*, Paris, 1939, p. 34 ; Rapport, *op. cit.*, p. 40-41 ; Sahlins, *op. cit.*, 36.
- (12) Dubost et Sahlins, *op. cit.*, p. 25-29 ; Sahlins, *op. cit.*, p. 38-39.
- (13) Dubost et Sahlins, *op. cit.*, p. 77-78, 368-401 ; M. Rapport, "A Languishing Branch of the Old Tree of Feudalism" : The Death, Resurrection and Final Burial of the *Droit d'Aubaine in France*", *French History*, vol. 14, no. 1, 2000, p. 13-40 ; Sahlins, *op. cit.*, p. 237-242.
- (14) Ch. C. Wells, *Law and Citizenship in Early Modern France*, Baltimore-London, 1995 ; J.-F. Dubost, *La France italienne. XVI^e-XVII^e siècle*, Paris, 1997 ; Dubost et Sahlins, *op. cit.* ; Sahlins, *op. cit.* ; I. Plasman-Labrunne, « Des clercs étrangers aux pasteurs étrangers. La construction d'une

接待と差別 (見瀬)

- catégorie en France au XVII^e siècle : individus, Églises et pouvoir royal », J. Léonard (éd.), *Prêtres et pasteurs. Les clercs à l'ère des divisions confessionnelles (XVI^e-XVII^e siècles)*, Rennes, 2016, p. 323-334.
- (15) 拙稿「十八世紀フランスの外国人遺産取得権」二〇一三頁。
- (16) B. Guenée, « État et nation en France au Moyen Âge », *Revue historique*, t. 237, fasc.1, 1967, p. 25-26.
- (17) B. d'Alberche, *De l'étranger à la seigneurie à l'étranger au royaume XI^e-XV^e siècle*, Paris, 2002, p. 230-234.
- (18) やちむぢ、*ある土地に生まれこゝた住民じふじふ、その土地を、その地を治める君主との結びつき自然のやちむぢと争ふされた*。Guenée, art. cit., p. 25 ; B. Guenée, *L'Occident aux XIV^e et XV^e siècles. Les États*, 6^e éd., Paris, 1998, p. 130.
- (19) Sahlins, *op. cit.*, p. 29-30.
- (20) Wells, *op. cit.*, p. 33-36 ; Sahlins, *op. cit.*, p. 58.
- (21) J. Papon, *Recueil d'arrests notables des cours souveraines de France, ordonné par titres en vingt-quatre livres* [..] (1556), 2 vol., Paris, 1621, liv. 5, tit. 2, § 4, p. 249.
- (22) Wells, *op. cit.*, p. 36-39 ; Sahlins, *op. cit.*, p. 59-61. 不動産買戻し *retrait lignager* は売却された不動産を売却者の親類が買戻せる権利であり、外国人には認められていなかった。

二九 (三三三)

- (20) BnF, NUMM-9759769, Édict du Roy sur la pacification des troubles de ce royaume, leu et publié, ledit seigneur seant en son Parlement (13 mai 1576). 「J」の第五十二条は「命ユメノの子孫の法的な扱りに関する初めつの規定であり、ナント王令にも採用された。B. Eckart, « La France en quête de ses enfants perdus. Mythe et réalité du retour au « pays des ancêtres » des huguenots du Refuge, de la Réforme à la Révolution », *Diasporas. Histoire et sociétés*, no 8, 2006, p. 23-24.
- (21) Wells, *op. cit.*, p. 32-33; Sahlins, *op. cit.*, p. 61-62.
- (22) たゞせば一四九九年のルイ十二世による破棄や、一七一八—一七二〇年のルイ十五世による破棄がある。Wells, *op. cit.*, p. 32-33; Sahlins, *op. cit.*, p. 199-200.
- (23) M. Yardeni, « Antagonismes nationaux et propagande durant les Guerres de Religion », *Revue d'histoire moderne et contemporaine*, 1966, t. 13, n° 4, p. 273-284; Id., *La conscience nationale en France pendant les guerres de Religion (1559-1598)*, Louvain, 1971, chapitre II.
- (24) F. Lestrینگant, « Europe et théorie des climats dans la seconde moitié du XVI^e siècle », dans *La conscience européenne au XV^e et au XVI^e siècle*, Paris, 1982, p. 206-226; J.-F. Dubost, « Les stéréotypes nationaux à l'époque moderne (vers 1500 – vers 1800) », *Mélanges de l'École française de Rome, Italie et Méditerranée*, vol. 111, no 2, 1999, p. 667-682.
- (25) 反イタリア主義に関しつは以下を参照。Dubost, *op. cit.*, chap. II; H. Heller, *Anti-Italianism in Sixteenth-Century France*, Toronto, 2003; J. Balsamo, « Les lieux communs de l'italophobie en France à la fin du XVI^e siècle », dans *Les Grandes Peurs. 2: L'Autre*, Genève, 2004, p. 273-287.
- (26) 十六世紀リヨンのイタリア人に関しつは以下を参照。小山啓子「近世フランスの大市都市リヨンとイタリア人」『共生の人文学』昭和堂、二〇〇八年所収；同「十六世紀フランスの外国人同郷団研究——リヨンにおけるフイレンツェ同郷団史料集」の分析から）『神戸大学文学部紀要』四八号、二〇一一年、一八九—二二〇頁。
- (27) Heller, *op. cit.*, chap. 5.
- (28) Balsamo, art. cit., p. 275-276.
- (29) Ibid., p. 276-277; Heller, *op. cit.*, p. 117, 120-125.
- (30) Yardeni, art. cit., p. 277-279. 宗教戦争の終結ののち、反スペイン感情は一六一五年頃にフランスとスペインの王室間の婚姻を契機として再燃し、三十年戦争からブレネー条約までの期間には対スペイン戦争を正当化する「自然な反感」ユメノ主題を提供した。J.-F. Dubost, « Enjeux identitaires et politiques d'une polémique. Français, Italiens et Espagnols dans les libelles publiés en France en 1615 », dans A. Tallon (éd.), *Le sentiment national dans l'Europe méridionale aux XV^e et XVII^e siècles* (France, Espagne,

- Italie*, Madrid, 2007, p. 91–122 ; Y. Rodier, « L'antipathie et la science politique de la xénophobie », *Bulletin du Centre de recherche du château de Versailles* [Online], 2016, accédé le 20 février 2022 (<https://doi.org/10.4000/crcv.16144>).
- (11) 「不満派」Malcontents は、第五次宗教戦争期に王弟フランソワ・タランティンとドンク総督アンリ・ド・モンモランシエを中心形成された穏健カトリックと改革派の連合で、王権の専制への批判を共通項とした。N. Le Roux, *Les guerres de Religion*, Paris, 2018, chap. V.
- (12) A. Jouanna, « Être “bon Français” au temps des guerres de Religion : du citoyen au sujet », dans O. Elyada et J. Le Brun (dir.), *Conflits politiques, controverses religieuses. Essais d'histoire européenne aux 16^e-18^e siècles*, Paris, 2002, p. 20–32.
- (13) J. Bacquet, *Traité du droit d'aubaine (Œuvres de Maître Jean Bacquet 2 vol.*, Lyon, 1744, t. II), chap. III, § 18, p. 7.
- (14) 一連の外国人差別法にこの文を参照。Dubost, *op. cit.*, p. 333–335 ; Sahliins, *op. cit.*, p. 38–40 ; J.-F. Dubost, « Étrangers en France » dans Bély (dir.), *op. cit.*, p. 520–521.
- (15) Dubost et Sahliins, *op. cit.*, p. 95 ; Sahliins, *op. cit.*, p. 40–41.
- (16) C. Le Bret, *De la souveraineté du Roi*, Paris, 1632, second livre, chap. XI, p. 220–222.
- (17) Bacquet, *op. cit.*, chap. XXXV, § 4, p. 106 et chap. XII.

期待と差別 (見瀬)

- § 1, p. 40.
- (18) L. Le Caron, *Responsions ou décisions du droit françois*, Paris, 1605, liv. second, réponse III, p. 22.
- (19) ただし非嫡出子の出生の「染み」は外国人のそれとは異なり宗教上の靈的な汚れと混同された。S. Steinberg, *Une tache au front. La bâtardise aux XVII^e et XVIII^e siècles*, Paris, 2016, p. 68.
- (20) *Œuvres de M. le Chancelier d'Aguesseau*, 13 vol., Paris, 1759–1789, t. III, XXXIIème plaidoyer (28 juillet 1694), p. 130.
- (21) L. de La Planche, *Mémoires sur les matières domaniales ou Traité du Domaine*, 3 vol., Paris, 1764–1765, t. II, liv. VI, chap. X, § 1, p. 173.
- (22) Denisart, *op. cit.*, 5^e éd., t. I, article « Aubaine », p. 171 ; 7^e éd., 4 vol., Paris, 1771, t. I, article « Aubaine », n^o 57, p. 199 ; 8^e éd., 9 vol., Paris, 1783–1790, t. II, article « Aubaine », § II, n^o 2, p. 581.
- (23) Bacquet, *op. cit.*, chap. XXXV, § 4 et 8, p. 106–107 ; La Planche, *op. cit.*, t. II, liv. VI, chap. X, § 1, p. 151 ; Denisart, *op. cit.*, 8^e éd., loc. cit.
- (24) *Œuvres de M. le Chancelier d'Aguesseau*, *op. cit.*, t. III, p. 133.
- (25) J. Papon, *Secrets du troisième et dernier notaire*, Lyon, 1578, sixième livre, « De lettres de naturalité », p. 449.

三十一 (三三五)

- (46) 一六九七年の外国人課税については以下を参照。
Dubost et Sahliins, *op. cit.*, p. 32; Sahliins, *op. cit.*, p. 69 et 91.
- (47) J.-F. Dubost, « Rendre compte d'un assassinat politique : la mort du maréchal d'Ancre ou l'inversion dans l'ordre des raisons », *Dix-septième siècle*, n° 276, 2017, p. 410, note 51.
- (48) J. Bodin, *Les Six livres de la République*, Paris, 1576, liv. I, chap. VI, p. 67-69; サリンスが指摘しているように、近世の法学者は外国人遺産取得権をその他のあらゆる種類の外国人に対する法的制限と混同していたため、外国人遺産取得権を古典古代から継承したヨーロッパ共通の制度とみなしよった。Sahliins, *op. cit.*, p. 31-33.
- (49) Bacquet, *op. cit.*, chap. IV, § 1, p. 8 et chap. V, § 3, p. 12.
- (50) 外国人遺産取得権の起源については以下を参照。拙稿「十八世紀フランスの外国人遺産取得権」四～五頁；D'Alleroche, *op. cit.*, p. 202-205, 230-234.
- (51) « Remonstrence ou Discours, envoyé à feu Monsieur le Chancelier de Bellieure, au mois de Mars 1597 [...] », dans *Les remonstrences de messire Jacques de La Guesle, procureur général du Roy*, Paris, 1611, p. 545-546.
- (52) Papon, *Secrets du troisième et dernier notaire, op. cit.*, p. 441-442.
- (53) *Ibid.*, p. 442.
- (54) *Ibid.*, p. 458.
- (55) *Ibid.*, p. 458.
- (56) この論法はアンリ四世の死後、摂政マリ・ド・メデイシスのもくで政治権力を掌握したイタリヤ貴族コンチーノ・コンチーニに対する批判においても用いられた。パリ高等法院は一六一五年五月二十一日の建白書のなかで、外国人が「生来のフランス人」のような「陛下の国家の保存に生来的／自然な愛着と興味」をもたないことを根拠に、「外国人を要職に任命することに反対し」、「王国の要所と陛下の国家の安全」を外国人に任せていると、彼らの気が変われば「国境の諸州は陛下の支配から奪われてしまいかもしいれない」と主張した。Dubost, « Rendre compte d'un assassinat politique », art. cit., p. 409.
- (57) J. Krynen, « Naturel. Essai sur l'argument de la nature dans la pensée politique française à la fin du Moyen Âge », *Journal des Savants*, n° 2, 1982, p. 180-183; Id., *L'Empire du Roi. Idées et croyances politiques en France XIII^e-XV^e siècle*, Paris, 1993, p. 328-336.
- (58) Krynen, *L'Empire du Roi, op. cit.*, p. 329.
- (59) M. Villey, *La formation de la pensée juridique moderne*, texte établi, révisé et présenté par S. Rials, notes revues par É. Desmons, Paris, 2013, p. 85-87, 155-160; J. Ritter, « Le droit naturel chez Aristote : Contribution au renouveau du droit naturel », *Archives de Philosophie*, vol.

- 32, n° 3, 1969, p. 427-429.
- (60) トマス・アキナスの「永遠法」と「自然法」の概念に關しては、佐々木亘『トマス・アキナスにおける法と正義——共同体の可能性をめぐって』教友社、二〇一九年も参照。
- (61) J.-M. Carbasse, G. Leyre et S. Soleil, *La Monarchie française du milieu du XVI^e siècle à 1715. L'esprit des institutions*, Paris, 2000, p. 186-194.
- (62) J.-L. Thireau, « Le comparatisme et la naissance du droit français », *Revue d'histoire des facultés de droit et de la culture juridique, du monde des juristes et du livre juridique*, 1990, p.153-191.
- (63) V. Piano-Mortari, « Problème des États de la Renaissance », dans A. Stegmann (dir.), *Pouvoir et institutions en Europe au XVI^e siècle*, Paris, 1987, p. 7-13 ; A. Rousselet-Pimont, *Le chancelier et la loi au XVI^e siècle. D'après l'œuvre d'Antoine Duprat, de Guillaume Poyet et de Michel de L'Hospital*, Paris, 2005, seconde partie, chap. 2.
- (64) Thireau, art. cit., p. 165-167.
- (65) Ibid., p. 167-170.
- (66) P. Ayrault, « Préface avec un discours de la nature, variété & mutation des lois », dans François Grimaudet, *Paraphrase du droit de retraits lignager, recueillie des costumes de France et glosateurs d'icelles* [...], Paris, 1585, sans pagination.

期待と差別 (見瀬)

- (67) Bodin, *op. cit.*, liv. V, chap. I, p. 516-517 ; J. Moreau-Reibel, *Jean Bodin et le droit public comparé dans ses rapports avec la philosophie de l'histoire*, Paris, 1933, p. 69-93 ; S. Miglietti, "Between Nature and Culture: The Integrated Ecology of Renaissance Climate Theories" in P. Goul and Ph. J. Usher (eds), *Early Modern Ecologies. Beyond English Ecocriticism*, Amsterdam, 2020, p. 137-160.
- (68) Thireau, art. cit., p. 175-176.
- (69) 大学教育におけるその改革の効果は限定的であった。L.-H. Paris (dir.), *Histoire générale de l'enseignement et de l'éducation en France*, t. II : *De Gutenberg aux Lumières*, par F. Lebrun, M. Venard et J. Quéniart, Paris, 1981, p. 567-568.
- (70) A. Loisel, *Institutes coutumières*, Paris, 1607, liv. I, tit. I : Des personnes, XLI-XLVII, p. 4-5 ; J.-L. Thireau, « Loisel, Antoine », dans P. Arabeyre, J.-L. Halperin et J. Krynen (dir.), *Dictionnaire historique des juristes français (XVI^e-XX^e siècle)*, 2^e éd., Paris, 2015, p. 672-673.
- (71) 「フランス法」の学説が確立されたが、ローマ法から理論的な価値やフランス法を補充する役割が失われたわけではなく、むしろ法の融合が模索された。J.-L. Thireau, « L'alliance des lois romaines avec le droit français », *Droit romain, jus civile et Droit français. Études d'histoire du droit et des idées politiques*, n° 3, 1999, p. 350-374. 外国人遺

三三三(三五五)

- 産取得権をローマ法に由来すると考える法学者もいたが、その場合もこの制度の正当性は否定されなかった。十七世紀の著名な法学者ジャン・ドマは、外国人遺産取得権はローマ法だけでなく「人間社会を様々な国家、王国、共和国に分ける自然の秩序」に依拠してゐるとした。J. Domat, *Les lois civiles dans leur ordre naturel*, 2^e éd., 3 vol., Paris, 1697, t. III, liv. I, p. 27-28.
- (72) La Planche, *op. cit.*, t. II, liv. VI, chap. I, § V, p. 5.
- (73) Dubost et Sahlin, *op. cit.*, p. 40.
- (74) C. Joly, *Divers opuscules tirez des memoires de M. Antoine Loisel advocat en Parlement [...]*, Paris, 1652, p. 155-156.
- (75) A. de Montchrestien, *Traicté de l'economie politique : l'economie politique patronale, dédié en 1615 au roy et à la reine mère du roy*, introduction et notes de Th. Funck-Brentano, Genève, 1970, liv. I, p. 26.
- (76) 拙稿「十八世紀フランスにおける外国人と帰化」二五～二七頁。
- (77) BnF, NUMM-9752868, édit du roi, par lequel les banquiers, marchands & courtiers étrangers, sont tenus prendre lettres [...], (septembre 1587), p. 3-9.
- (78) Dubost et Sahlin, *op. cit.*, p. 41-42.
- (79) Bodin, *op. cit.*, liv. I, chap. VI, p. 68-70.
- (80) 今回の制限とは、外国人の父からフランスで生まれた子が、(一) 父から相続でき、(二) 彼自身が遺言でき、(三) 父のフランス生まれの他の親族を退けて父の財産を受け取れること(アンジョワ法⁸⁰)。Papon, *Secrets du troisième et dernier notaire*, *op. cit.*, p. 448-449.
- (81) J.-F. Courtière, « Vitoria, Suárez et la naissance du droit naturel moderne », dans A. Renaut (dir.), avec la collaboration de P.-H. Tavoillot et P. Savitan, *Histoire de la philosophie politique*, t. II, *Naissances de la modernité*, Paris, 1999, p. 127-181.
- (82) H. Grotius, *Le droit de la guerre et de la paix*, traduit par P. Pradier-Fodéré, édité par D. Alland et S. Goyard-Fabre, Paris, 1999, Prolegomènes, VIII et XII, p. 11-12, liv. I, chap. I, § X-4, p. 39.
- (83) *Ibid.*, liv. II, chap. VI, § XIV-1 et 2, p. 255-256.
- (84) D. Gaurier, *Histoire du droit international. Auteurs, doctrines et développement de l'antiquité à l'aube de la période contemporaine*, Rennes, 2005, p. 165.
- (85) Ch. L. B. de Wolff, *Institutions du droit de la nature et des gens [...]*, traduites du latin par E. de Luzac, 6 vol., Leyden, 1772, t. II, chap. IV, § MCXXXVIII, p. 201 ; E. de Vattel, *Le droit des gens ou principes de la loi naturelle [...]*, 2 vols., Londres, 1758, t. I, chap. VIII, § 107-111, p. 332-336.
- (86) *Memoirs of the Verney Family during the Civil War*,

- compiled from the letters and illustrated by the portraits at Claydon House by F. P. Verrey, 2 vol., London, 1892, t. II, p. 421-422.
- (82) F. de La Mothe Le Vayer, *Opuscules, ou Petits traités*, Paris, 1643, troisième traité : *De la Patrie et des étrangers*, p. 131-133.
- (83) *Dictionnaire universel François & latin [...] 3 vol.*, Trévoux, 1704, t. I, article « Aubaine ».
- (84) E. de Gama, *Dissertation sur le droit daubaine*, Paris, 1706, p. 65-68.
- (85) Ch. de Secondat, baron de Montesquieu, *De l'esprit des lois, nouvelle édition, revue, corrigée, et considérablement augmentée par l'auteur*, Londres, 1757, t. II, liv. XXI, chap. XVII, p. 339.
- (86) D. Diderot et J. le Rond d'Alembert (dir.), *Encyclopédie, ou dictionnaire raisonné des sciences, des arts et métiers*, Paris, 1751-1780, t. 6 (1756), article « Étranger », p. 71.
- (87) J.-B. Moheau, *Recherches et considérations sur la population de la France*, Paris, 1778, liv. II, chap. X, p. 113.
- (88) *Correspondance littéraire, philosophique et critique de Grimm, Diderot, Raynal, Meister, etc. [...] notices, notes, table générale* par M. Tournoux, 16 vol., Paris, 1877-1882, t. V, p. 493-495.
- (89) 川出良枝『貴族の徳、商業の精神—ギンテスキエド専制批判の系譜—』東京大学出版会、一九九六年、二五〇—二五一頁。
- (90) Moheau, *op. cit.*, liv. I, chap. III et chap. XIII.
- (91) D. Roche, *La France des Lumières*, Paris, 1993, p. 269 ; M. Beissa, *Fraternité universelle et intérêt national (1713-1795). Les cosmopolitiques du droit des gens*, Paris, 1998, p. 57 ; Diderot et d'Alembert (dir.), *Encyclopédie, op. cit.*, t. 8 (1765), article « Humanité », p. 348.
- (92) Vattel, *op. cit.*, t. I, liv. II, chap. VIII, § 112, p. 336-337.
- (93) *Discours prononcés dans l'Académie française, le jeudi IV août 1774 à la réception de M. Suard*, Paris, 1774, p. 20-21.
- (94) *Œuvres de Voltaire avec préfaces, avertissements, notes etc. par M. Benchoïl*, t. XVIII, *Essai sur les mœurs et l'esprit des nations*, t. IV, Paris, 1829, chap. CXCVII, p. 484-485.
- (95) Vattel, *op. cit.*, t. I, liv. II, chap. X, § 139, p. 356.
- (96) L. Sterne, *A Sentimental Journey through France and Italy*, London, 1768, p. 2-3. 記出は『経』ロローマンズ・スターン作「小林亭記『ガナンチメンタル・シヤリーニユーローリンツ師のフランスステータリーを巡る』朝日出版社、一九八四年、一—三頁を参照せよ」。
- (97) J. Pezzl et P. A. Winkopp, *Faustlin, ou le siècle philosophique*, Amsterdam, 1784, chap. 21, p. 125-126.

- (101) F. de Paule Lagarde, *Traité historique de la souveraineté du roi, et des droits en dépendants*, 2 vol., Paris, 1754, t. I, chap. IV, § II, p. 335
- (104) ル・フレは、エドワード三世期にフランス人に対して出された居住禁止令への報復を外国人遺産取得権の起源とする見解があるを指摘したのみである。Le Bret, *op. cit.*, p. 219-220.
- (105) Bosquet, *Dictionnaire raisonné des domaines et droits domaniaux [...]*, 3 vol., Rouen, 1762, t. I, article « Aubaine », p. 238-239 ; La Planche, *op. cit.*, t. II, liv. VI, chap. I, § V, p. 5 ; Denisart, *op. cit.*, 8^e éd., t. II, article « Aubaine », § 1, 4, p. 577.
- (106) 七年戦争期にイギリス人を「野蛮人」とする反英プロパガンダが行われたことはひとつの背景として指摘すべきである。D. A. Bell, *The Cult of the Nation in France. Inventing Nationalism, 1680-1800*, Cambridge-Massachusetts-London, 2001, chap. 3.
- (107) Sahlius, *op. cit.*, p. 242-246.
- (108) J. Necker, *De l'administration des finances de la France*, 3^e vol., 1784, [s. l.], t. III, p. 310-311.
- (109) *Ibid.*, p. 314-315.
- (110) ただし本国に関しては、外務卿が諸外国との外交交渉における利用可能な手段が減ることを懸念して、外国人遺産取得権の無条件の廃止に慎重な姿勢を示していた。国際条約に

よる互恵的廃止に関するしは Sahlius, *op. cit.*, p. 225-237 を参照。植民地における外国人遺産取得権に関しては、「拙稿」近世フランス植民地における外国人の法的地位—アンティル諸島への外国人遺産取得権の導入から廃止まで—「歴史学研究」九九三号、二〇二〇年、一〇一六頁を参照。